

平成 27 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) 改正のポイント

1 業務改善助成金の新設

平成 26 年度までの業務改善助成金は、事業場内の最低賃金（時間給（又は時間換算額）800 円未満の労働者の賃金額）を 40 円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、労働能率増進のための設備等の導入経費の一部（最大 100 万円）を助成するものでしたが、これに加えて以下の助成が新設されました。

【新設分】

時間給（又は時間換算額）800 円未満の 10 人以上の労働者の賃金額を 60 円以上引き上げた場合においては、人数に応じて業務改善経費の一部を助成します。なお、助成率は従来（助成率 1/2（企業規模 30 人以下の小規模事業者は 3/4））と変わりません。

労働者の人数により、10～14 人 130 万円、15～19 人 140 万円、20 人以上 150 万円

2 主な変更点

平成 27 年度からは従来の交付要件が以下のとおり変更となりますので、ご注意ください。

変 更 前	変 更 後
① 対象労働者の要件	
雇入れ後 <u>3 か月</u> を経過した労働者	雇入れ後 <u>6 か月</u> を経過した労働者
② 解雇等の不交付事由の確認期間	
申請前 3 か月前から年度の末日までの間	交付決定前 6 か月から年度の末日もしくは 交付決定から 6 か月後のいずれか遅い日ま での間
③ 賃金状況報告提出期限	
・賃金台帳 イ 「実績報告書」を 12 月 31 日までに提出 した場合、3 月 31 日までの状況を翌年度 4 月 30 日までに提出 ロ 「実績報告書」を 1 月 1 日以降に提出し た場合、翌年度 6 月 30 日までの状況を 7 月 31 日までに提出	・賃金台帳 イ 交付決定が 9 月 30 日以前の場合、3 月 31 日までの状況を翌年度 4 月 30 日まで に提出 ロ 交付決定が 10 月 1 日以後の場合、当該 決定日から 6 か月を経過した日までの状 況を、その日から起算して 1 か月以内に 提出
④ 助成対象となる経費	
(機械装置等購入費) ・機器・設備類の購入、製作又は改良の費用	(機械装置等購入費) ・機器・設備類（特種用途自動車以外の自 動車、パソコン(周辺機器を含む。))は除く。）

(委託費) ・調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用 (注書) ・通常の事業活動に伴う経費を除き、助成事業実施年度の支出に限る。	の購入、製作又は改良の費用 (委託費) ・調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用（<u>就業規則の作成・改正及び賃金制度の整備は除く。</u>） (注書) ・通常の事業活動を行うに当たり、<u>社会通念上当然に必要な経費を除く。</u> ・上記費用の支出が、第6条の決定の属する会計年度以外の年度にも支出される場合は、当該会計年度の支出に限る。
---	---

(1) 「④助成対象となる経費」関係

- ・ 労働能率増進に資する設備投資等の経費には、単なる経費削減のための経費（(例) LED電球への交換、エコカーへの買い替え等）、職場環境を改善するための経費（(例) エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）は含まれないこと。
- ・ 「機械装置等購入費」の欄「特種用途自動車」とは、車両に対して付与されるナンバープレートの「車種を表す数字」が8で始まるものをいうこと。具体的には、車椅子リフト付き自動車、トラクター等の農作業車、除雪車等
- ・ 「機械装置等購入費」の欄「パソコン」には、例えば、POSシステム、会計給与システム等特定業務専用のシステムに組み込まれて用いられ、汎用ソフトを使用してはならない仕様であれば、対象外とはしないこと。
- ・ 「社会通念上当然に必要な経費」とは、同一規模の同一業種においては一般的に保有・使用している機器の購入経費を指すこと。
(例)「社会通念上当然に必要な経費」として一般的に助成対象外となるもの
 - ・ 飲食店における冷蔵庫の購入経費
 - ・ 美容業における美容機器の購入経費
 - ・ 倉庫業におけるフォークリフトの購入経費

(2) 交付要件の追加

事業者名の公表に同意した者

（業務改善助成金を活用して自主的に賃金を引き上げた好事例として紹介することがあります。）

改正された「業務改善助成金交付要綱」及び「業務改善助成金申請等様式」は、長野労働局HPの『業務改善助成金』に掲載しています。

なお、ご不明な点等がございましたら、長野労働局賃金室（TEL026-223-0555）までお問い合わせください。